

NO! 「危険ドラッグ」

最近、ニュースなどで絶えず報道されている「危険ドラッグ」。県内でも「危険ドラッグ」が原因とみられる交通事故が発生するなど、社会的問題となっています。

法律の網をかいくぐって次々と新種の「合法ハーブ」等と称する「危険ドラッグ」が回っていますが、なぜこれらの「危険ドラッグ」を使用してはいけないのか？それは、次のような理由からなのです。

「危険ドラッグ」を使用すると…

深刻な健康被害が発生し、思わぬ事故などに発展するおそれがあります。

意識障害
おもうれん
けいれん
呼吸困難

死 重 重 凶
大 悪 事 事
亡 体 故 件

たとえ「合法」と称していても…

覚醒剤、麻薬など規制薬物の化学構造に似せて作られており、身体に有害な成分を含んでいる可能性があります。

「危険ドラッグ」の中には、法律で規制されている「麻薬」や「指定薬物」が含まれていたものも確認されています。



平成26年4月1日～

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する**指定薬物**について、

「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに**禁止**され、違反した場合には**罰則**が科せられます。

宮 城 県 警 察

危険ドラッグ等薬物に関する相談は、「銃器・覚醒剤110番」TEL 022-266-1074